

第78回国民体育大会

佐賀県強化拠点校等設置検討専門委員会設置（案）

1 目的

平成35年に開催される、第78回国民体育大会において、県民の期待に応え、佐賀らしい戦い方で開催県としてふさわしい成績を収め、また、大会終了後も安定した競技力を維持し、計画的に競技力向上を図ることを目的に、佐賀県内において、強化拠点校等を設置することとしている。そのために、専門的知識を有する委員により調査・協議を行い、強化拠点校等について専門的に検討していくこととし、「佐賀県強化拠点校等設置検討専門委員会」を設置するもの。

2 委員

国体選手強化対策委員会委員長が委嘱する者をもって構成する。（佐賀県競技力向上対策本部規約第14条第1項による）

3 専門委員会規程（案）

次頁参照

第78回国民体育大会 佐賀県強化拠点校等設置検討専門委員会規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、平成35年国民体育大会・全国障害者スポーツ大会佐賀県競技力向上対策本部規約第14条の規定に基づき、第78回国民体育大会佐賀県強化拠点校等設置検討専門委員会（以下「専門委員会」という。）の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（構成）

第2条 専門委員会は、国体選手強化対策委員長が委嘱した者（以下「専門委員」という。）をもって構成する。

（役員）

第3条 専門委員会に次の役員を置く。

- （1） 専門委員長 1名
- （2） 副専門委員長 若干名

2 役員は、国体選手強化対策委員長が委嘱する。

3 専門委員長は、専門委員会を代表し、会務を総理する。

4 副専門委員長は、専門委員長を補佐し、専門委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

（専門委員及び役員の任期）

第4条 専門委員及び役員（以下「専門委員等」という。）の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 専門委員等が就任時の所属機関及び団体等の役職を離れた場合、その専門委員等は辞任したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。ただし、国体選手強化対策委員長が必要と認める専門委員等はその限りではない。

（会議）

第5条 専門委員会は、専門委員長が招集する。

2 専門委員会は、専門委員長が議長となる。

3 専門委員長が必要と認めるときは、専門委員以外に専門的知識を有する者の出席を求め、意見を聞くことができる。

附則

この規程は、平成28年4月 日から施行する。

参考

障害者スポーツ普及促進に関する平成28年度県事業（案）

○ 障害者スポーツの環境づくり事業<17,388千円>

(1) 障害者スポーツ普及啓発事業（14,589千円）

①障害者スポーツ教室開催（年100回）

（種目）

陸上、フットベースボール、フライングディスク、卓球バレー、ボッチャ、車いすテニス、ブラインドテニス、乗馬、カヌー等

②指導者・サポーター研修会開催

障害者を身近で支える方を対象とした研修会の開催

③推進体制の整備

県障害者スポーツ協会に障害スポーツの専門家を配置し、障害者スポーツに関する相談対応、スポーツクラブ活動へのアドバイスを実施

(2) 佐賀県障害者スポーツ大会等開催（2,306千円）

①全国障害者スポーツ大会選手選考会開催

（種目）陸上、水泳、アーチェリー、卓球、ボウリング、フライングディスク

②佐賀県障害者スポーツ大会開催

（種目）陸上、水泳、アーチェリー、卓球、ボウリング、フライングディスク、スポーツ吹矢、卓球バレー

(3) 全国障害者スポーツ大会選手強化（493千円）

全国障害者スポーツ大会に参加する佐賀県代表選手の強化練習会を実施